

平成 24 年 4 月 1 日

保護者各位

大垣日本大学高等学校

校長 古田 健二

学校の管理下で発生した負傷等における医療費負担について（お願い）

平素は、本校の教育活動に格別の御理解と御支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、みだしのことにつきまして、岐阜県と大垣市から下記のとおり協力依頼がありましたので、御理解のほどよろしくお願いたします。

記

市町村が実施している福祉医療助成制度（「ひとり親家庭」「重度心身障害者」「子ども」対象）と日本スポーツ振興センター災害共済給付制度との併給をさけるため、学校の管理下で発生した負傷等の医療費については、平成 23 年度から、原則として災害共済給付制度の適用を優先することになりました。

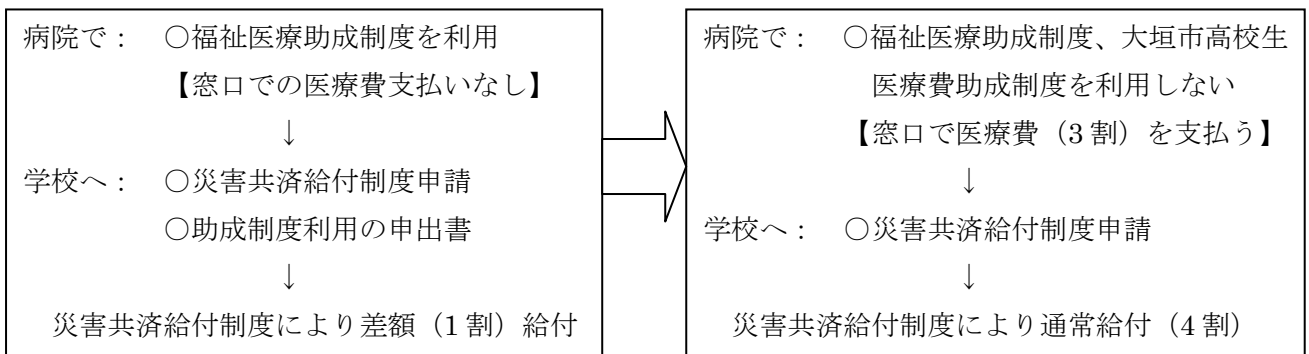
また、大垣市では、平成 24 年 4 月から高校生までもを対象に入院・通院費が全額助成となり、この制度についても、大垣市に居住する高校生が学校管理下で発生した負傷等の医療費については、日本スポーツ振興センターを利用する場合に限り、原則として災害共済給付制度の適用を優先することになりました。（対象は、大垣市に住民票を有する高校生のみです）

つきましては、福祉医療助成制度の対象児童生徒・大垣市に居住する高校生にあっても、学校の管理下で発生した負傷等に係る医療費の自己負担分については、福祉医療助成制度・大垣市医療費助成制度を利用せず現金でお支払いいただきますよう、御協力をお願いします。

福祉医療助成制度対象者の災害共済給付制度の取扱い

< 従 来 >

<平成 24 年度以降>



※平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに医療機関に受診するものから対象になります。

※医療費を支払ったものの災害共済給付制度の対象に認められなかった場合は、市町村へ助成の申請ができます。

※福祉医療助成制度・大垣市高校生医療助成制度を利用された場合は、従来通りの手続きをお願いします。

日本スポーツ振興センターとは…

国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。学校入学時に保護者の皆さんにこの制度への加入についてご承諾をいただき運営しています。医療機関を受診しますと、保険証の提示により、全医療費の 3 割を窓口で支払います。その際、学校の管理下で発生した負傷等では、医療機関が作成する所定の書類を学校へ提出（申請手続き）して認められますと、全医療費の 4 割が「災害共済給付制度」により給付されます。